

仕 様 書

京 都 市 消 防 局 予 防 部 予 防 課
(担当：木村・赤坂 075-212-6695)

1 概要

社寺等に設置されている老朽化した木製屋外用制札の撤去を実施する。

2 撤去概要

- (1) 撤去物 木製屋外用制札（支柱スリーブ含む） 28本
- (2) 履行場所 関係社寺等9か所（別紙「撤去制札一覧」参照）
- (3) 履行期限 令和9年3月5日（金）
- (4) 作業時間 午前9時～同11時30分、午後1時30分～同4時30分

3 撤去等の契約に関する取決め事項

- (1) 履行場所の関係者に対し、作業の開始及び終了を報告すること。
- (2) 履行場所での作業の際は、周囲の景観に配慮し、景観を損ねないようにすること。
- (3) 撤去工事の実施日時は、受託業者が設置場所の関係者と協議のうえ決定し、実施日のそれぞれ1週間前までに、日程を消防局予防部予防課へ連絡すること。
- (4) 撤去工事の作業開始時には、設置場所の関係者に立ち合いを求め、撤去場所について確認を受けること。
- (5) 実施時期は、契約日の翌日から令和9年3月5日（金）までの、土曜、日曜日及び、祝日以外の日とする。
- (6) 撤去対象の制札は別紙「撤去制札一覧」のとおり。設置位置の詳細は別途指示する。
- (7) 撤去は、各制札の基礎部分までを引き抜き、埋め戻しをすること（別図1及び2参照）。
※観智院の1本はG L ツラで切断。地盤内のスリーブ撤去は不要。切断後、スリーブ内空洞を砂で埋戻すこと。
- (8) 撤去した制札は、関係法令を遵守し、受託業者により処分すること。

4 その他

- (1) 上記3の作業終了までに、撤去作業の瑕疵により受託業者が他人に損害を生じさせたときは、損害を被った相手方に対して受託業者が損害を賠償するものとする。
- (2) 全ての制札の撤去が完了すれば、写真、完了書等を消防局予防部予防課へ提出すること。
- (3) その他、疑義が生じた場合は、当局担当者の指示を受けること。
- (4) この仕様に定めのない事項については、必要に応じて当局担当者と協議のうえ決定するものとする。

撤去制札一覧

行政区	撤去対象社寺等	住所	建植状況	備考	本数
中京区	榑神社	中京区壬生榑ノ宮町18-2	土		2
東山区	宗教法人東福寺	東山区本町十五丁目 7 7 8 番地	土		10
	瀧尾神社	東山区本町十一丁目718	土		2
	養源院	東山区三十三間堂廻り町656	土		1
	蓮華王院（三十三間堂）	東山区三十三間堂廻り町657	土		2
南区	観智院	南区九条町403番地	コンクリート	G Lツラでスリーブ切断	1
右京区	真言宗御室派総本山 仁和寺	右京区御室大内33番地	土		7
	大本山 大覚寺	右京区嵯峨大沢町4番地	土		2
西京区	廣見寺地藏堂	西京区御陵池ノ谷 1 番地	土		1
合計					28